

第6回八街市農業委員会総会

平成29年7月5日

八街市農業委員会

平成29年第6回農業委員会総会

平成29年7月5日午後3時00分 八街市農業委員会総会を
八街市役所第1会議室に招集し、内容は次のとおりである。

1. 出席者

- | | | |
|----------|-----------|-----------|
| 1. 内藤 富夫 | 8. 高橋 猛 | 15. 小川正夫 |
| 2. 船木勝利 | 9. 森 邦央 | 16. 日暮守信 |
| 3. 岩品要助 | 10. 武藤 功 | 17. 石井とよ子 |
| 4. 池田寿男 | 11. 長谷川英雄 | 18. 鈴木勝雄 |
| 5. 貫井正美 | 12. 宇都木邦雄 | 19. 保谷俊雄 |
| 6. 林 和弘 | 13. 中村勝行 | 20. 金子正弘 |
| 7. 山本重文 | 14. 長野猛志 | 21. 中川利夫 |
| | | 22. 三須裕司 |

2. 欠席者

なし

3. 事務局

事務局長	梅澤孝行	主 査	宮内清志
主 査	太田謙一	主 査 補	浅井久子

4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第5号 農地競（公）売買受適格者証明の交付について（農地法第3条）
議案第6号 軽微な農地改良事業適合証明の交付について
議案第7号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないものであることの認定に
ついて
議案第8号 農用地利用集積計画（案）の承認について
議案第9号 八街市農業委員会協議会規約の全部改正について

5. その他

- 報告第1号 軽微な農地改良の届出について

○梅澤事務局長

開会を宣す。(午後3時06分)

○三須会長

平成29年第6回総会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本日は大変忙しい中、委員全員の出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

いよいよ今期最後の総会となりました。至らない私、会長を3年間、ご支援、ご協力いただきまして、誠にありがとうございます。おかげをもちまして、大過なく終わることができると思います。来月からは新会長のもと、ご活躍をお祈りし、挨拶とします。

さて、今月の案件は、農地法第3条、第4条、第5条、本体で16件、農地競(公)売買受適格者証明の交付1件、軽微な農地改良事業適合証明交付1件、非農地認定1議案115件、農用地利用集積計画5件、農業委員会協議会規約の全部改正についての計9議案、138件が提出されております。慎重審議をお願いし、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席委員は22名です。したがって、この総会は成立いたしました。

それでは、日程に従いまして、会務報告をお願いいたします。

○梅澤事務局長

会務報告をいたします。

6月9日金曜日、午後1時半より転用事実確認現地調査を、三須会長、池田委員、石井委員で行いました。

6月19日月曜日、午後1時半より転用事実確認現地調査を、林部長、貫井委員、保谷委員で行いました。

6月27日火曜日、午後1時半より経営基盤強化促進協議会が第5会議室で開催され、三須会長に出席いただきました。

6月29日木曜日、午後1時半より農業振興地域整備促進協議会現地調査が市内で行われ、三須会長に出席いただきました。

6月30日金曜日、午前10時半より第112回千葉県農業会議通常総会が千葉市プラザ菜の花にて開催され、三須会長に出席いただきました。また、同日午後1時半より市町村農業委員会会長事務局長会議が同じくプラザ菜の花で開催され、三須会長に出席いただきました。

7月5日水曜日、本日でございますが、午前10時半より農業振興地域整備促進協議会が第一会議室にて開催され、三須会長、中川副会長に出席いただきました。

以上で会務報告を終わります。

○三須会長

次に、議事録署名人の選出については議長から指名することでご異議ないでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三須会長

異議なしと認め、こちらから指名申し上げます。

今月は議席番号8番、高橋委員、9番、森副部長をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

○宮内主査

議案書3ページをごらんください。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1、番号2、この2件は、同一状況のため一括してご説明いたします。

まず、番号1、区分、地上権、所在、八街字中土手、地目、畑、面積2筆合計1,454平方メートル。番号2、面積719平方メートルです。権利者事由、農地の義務者が耕作を継続しながら上部に地上権を設定して、営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たい。義務者事由、権利者から要望されたため。なお、この2件は、議案第4号、6番、7番にそれぞれ関連しております。

続きまして、番号3、区分、売買、所在、大谷流字大塚、地目、畑3筆と所在、大谷流字前田、地目、田2筆、計5筆の合計面積4,161平方メートルです。権利者事由、農業の経営規模を拡大したい。義務者事由、高齢で後継者もいないため売却したい。

番号4、区分、売買、所在、砂字平山、地目、畑、面積3筆合計1万1,304平方メートルです。権利者事由、農業経営規模を拡大したい。義務者事由、高齢のため経営規模を縮小したい。

以上です。

○三須会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。

議案第1号、1番、2番については議案第4号、6番、7番に関連しておりますので、後ほど担当委員の調査報告を受けて採決いたします。

最初に、議案第1号、3番について、日暮委員、お願いいたします。

○日暮委員

議案第1号、3番、農地法第3条の申請に係る調査結果について、報告いたします。

申請地について、位置は市役所より南西に約6キロメートルに位置しています。境界は確定しておりませんが、そのことについては権利者は承諾しております。現況は、畑は、今、空き畑になっています。田んぼは水稻を作付けしてあります。進入路は全て確保されております。

次に、農地法第3条第2項の不許可基準に該当するか否かについて、報告いたします。権利者の所有している主な農機具は耕運機2台、田植え機2台、トラクター2台、車4台です。労力は権利者及びその家族2名と申請地の近くに住んでいる権利者の弟です。年間農業従事日数は権利者が兼業で180日、奥さんが300日、長男が兼業で100日、権利者の弟が兼業で150日となっております。また、技術力はあり、面積要件については下限面積の50アールを満たしております。現在権利を有する農地は全て効率的に耕作しており、過去3年において、農業経営規模を縮小させるような行為を行った事実はないということを事務局にて権利者の住

所地の農業委員に確認しております。権利者は、市外在住ですが、申請地権利人に居住する弟が農業構成員となっており、権利者の弟が何か問題が発生した場合には責任を持って対応し、農地も適切に管理し、耕作放棄地にしないということを直接お会いし確認しております。

その他参考となる事項として、営農計画は、畑は落花生の作付けを予定しており、通作距離は権利者の自宅から約10キロ、車で20分ですが、構成員の弟の自宅からは車で2、3分ですので、問題ないと思います。申請地の1筆に抵当権が設定されておりましたが、権利者は承知の上、申請しているという内容の書面が提出されております。

以上の内容から、権利者及び世帯員などが権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用と認められ、農地法第3条第2項の不許可基準に該当しないことから、本案件は何ら問題ないと思われます。

以上で調査報告を終わります。

○三須会長

次に、議案第1号、4番について、山本委員、お願いいたします。

○山本委員

議案第1号、4番、農地法第3条の申請に係る調査結果について、報告します。

当該申請は、権利者が基盤強化法で借り入れしている農地の所有権を取得するための申請になります。申請地について、位置は市役所より南西約7キロメートル、砂コミュニティより南へ約500メートル行ったところですが、境界は東側は山林、南側一部は義務者宅、そして北側、西側は権利者親の経営農地であります。現況は、大和イモと緑肥が耕作されています。進入路は市道から耕作道により確保されていますが、権利者親の土地からの方が近いので、主にそちらを利用しているとのことですが、

次に、農地法第3条第2項の不許可基準に該当するか否かについて、報告いたします。権利者の所有している主な農機具はトラクター1台、トラック2トン車1台、軽トラ2台。労働力は権利者1名です。年間農作業従事日数は権利者が300日です。また、技術力はあり、面積要件については下限面積の50アールを満たしております。ここで労力は権利者1人ということなのですが、親が経営していて、親の労力もたまには手伝ってもらったりとか、そういうようなやりくりのもとできますので、問題はございません。現在権利を有する農地は全て効率的に耕作しており、過去3年間において、農業経営規模を縮小させるような行為を行った事実はありません。その他参考となる事項として、営農計画は、ヤマトイモ、緑肥を半分ずつ交互に耕作する予定でございます。通作距離は自宅から400メートル、徒歩で3、4分で、問題はございません。

以上の内容から、権利者及び世帯員が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められ、農地法第3条第2項各号の不許可基準には該当しないことから、本案件は何ら問題ないと思われます。

以上で調査報告を終わります。

○三須会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。何かございませんでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

質疑なしということですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

最初に、議案第1号、3番について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、3番については許可することに決定いたします。

次に、議案第1号、4番について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員ですので、4番については許可することで決定いたします。

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。

事務局、説明願います。

○太田主査

それでは、4ページをごらんください。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1、所在、文違字文違野地先、地目、畑、面積126平方メートル。転用目的、貸倉庫用地。転用事由、現在、ガスの設備会社を経営しているが、事業規模の拡大により、倉庫が必要となったため、自己所有地に倉庫を建設し、会社に貸し付けたいというものです。農地の区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

番号2、所在、八街字九十九路地先、地目、畑、面積3,742平方メートルのうち918.09平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積2,403.61平方メートル。転用目的、店舗用地。転用事由、当該申請地にコンビニエンスストアを建築し、コンビニ事業により安定した収入を得たいというものです。農地の区分は第2種中高層住居専用地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

なお、本件は、1,000平方メートル以上の土地に対する建築行為となります。これは開発行為に該当し、都市計画法との調整が必要となりますので、その旨を意見に付することが妥当と思われれます。

番号3、所在、山田台字山田台地先、地目、畑、面積991平方メートル。転用目的、太陽光発電施設用地。転用事由、当該申請地に太陽光発電施設を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業により安定した収入を得たいというものです。農地の区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から第2種農地と判断されます。

以上です。

○三須会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。

最初に、議案第2号、1番について、中川副会長、お願いいたします。

○中川副会長

それでは、議案第2号、1番の調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は八街駅から北へ約1.8キロメートルに位置し、市道に面しており、進入路は確保されております。農地性としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針28ページの⑤の(b)に該当するため、第2種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、申請地は倉庫用地ということであり、建築面積284平方メートルと車両の通路、回転スペースに対する申請地と一体して利用する農地以外の土地の面積の合計は736.49平方メートルであり、面積妥当と思われます。資金につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。申請地には小作人等権利移転に対して支障となるものはありません。事業計画ですが、造成工事はなく、砕石敷きです。用水、排水はなく、雨水は敷地内自然浸透、また、北側は進入路であり、西側と南側は宅地に囲まれております。東側に接する農地は自己所有であります、コンクリートブロックを設置するため、土砂の流出はありません。申請者は隣地でガスの設備会社を営んでおり、業績の増加により保管場所の不足が生じていることから、必要性も認められます。

これらのことから立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題ないと思われます。

以上で調査報告を終わります。

○三須会長

次に、議案第2号、2番について、長谷川委員、お願いいたします。

○長谷川委員

議案第2号、2番、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は八街駅から北東へ約800メートルに位置し、市道に面しており、進入路は確保されております。農地性としては、用途地域内の農地であるため、事務指針27ページの④の⑥の(ウ)に該当するため、第3種農地として判断いたしました。

一般基準ですが、本申請はコンビニエンスストア建設用地ということですが、申請面積は2,403.51平方メートルであります。資金につきましては、借入金で賄う計画となっております。事業計画ですが、給水は上水本管より引き込み給水すると。汚水排水は市道に接続し放流します。雨水排水は雨水貯留槽を設置し、オーバーフロー分は市道の新設側溝に放流するそうです。境界はコンクリートブロックを設置し、隣地への土砂、排水の流出のないよう十分な対策を実施するそうです。また、工事車両の通行などもガードマンの設置等万全対策を行うそうです。権利者は、交通量も多く、多くの集客性、収益性が見込め、また、近隣住民の皆様の利便性を考え出店を計画したとのこととす。

なお、この案件は面積的に開発行為にあたると思いますので、調整の方をよろしく願いいたします。

以上で調査報告を終わります。

○三須会長

次に、議案第2号、3番について、森副部長、お願いいたします。

○森副部長

議案第2号、3番、農地法第4条の許可申請について報告いたします。

当該申請地は市役所より南に12キロ、県道山田台岩富線にあり、通学路を左に入って山田台グラウンドゴルフ場の隣接地です。市道に面しており、進入路は確保されています。農地区分ですが、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であり、事務指針の28ページ、⑤の(b)に該当するため、第2種農地と判断いたしました。

一般基準ですが、本申請は太陽光発電施設ということで、申請面積991平方メートルで、パネル320枚で、面積妥当と思われます。資金については借入金で行うとのこと。申請地は近隣に対する支障はありません。次に、隣接地に対する被害防除計画ですが、隣接地は既に権利者が太陽光発電を行っており、周辺農地に対する被害等はないものと思われます。造成は行わず、整地のみ、雨水排水はなく、境界はフェンスが設置してあり、問題はないと思われます。

以上のことから本案件は問題がないと思われます。

以上で報告を終わります。

○三須会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。何かございませんでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

質疑なしということですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

最初に、議案第2号、1番について、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、1番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第2号、2番について、都市計画法との調整を条件に許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、2番については都市計画法との調整を条件に許可相当で決定いたします。

次に、議案第2号、3番について、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いい

たします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、3番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

○太田主査

それでは、5ページをごらんください。議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、ご説明いたします。

番号1、所在、八街字立会松北地先、地目、畑、当初許可面積211平方メートルほか1筆、計の2筆の合計面積673平方メートル。変更計画面積、462平方メートル。当初計画者の目的、工場用地。承継者の目的、駐車場用地。承継事由、現在、輸出入関係の事業を行っており、当該申請地の隣接地にある建物付きの住宅を購入し、社員の研修所として利用する予定でしたが、駐車場が不足しているため、当該申請地を駐車場として利用したいというものです。農地の区分は、農用地域内にある広がりのある農地であることから、第1種農地と判断されます。なお、本案件は議案第4号、1番に関連しております。

番号2、所在、八街字柘形地先、地目、畑、当初許可面積817平方メートル、変更計画面積357平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積1,174.99平方メートル。これは目的及び権利者の変更はありません。変更計画の事由、現在、保育事業を行っているが、当初の許可済地に保育施設を建築すると、広場が手狭になるため、保育園用地を拡張し、保育施設の建築位置を変更したいというものです。農地の区分は、用途地域に接し、市街化が見込まれる区域内にある農地等の理由から、第2種農地と判断されます。なお、本案件は議案第4号、5番に関連しております。

続いて、番号3、所在、八街字裏島地先、地目畑、面積520平方メートル。面積、目的及び権利者の変更はありません。変更計画の事由、当初は平家住宅の建築を計画していましたが、倉庫と車庫が必要となったため、土地の有効利用を考え、2階建て住宅の建築と倉庫兼車庫を設置する事業計画に変更したいというものです。農地の区分は、用途地域に接し、市街化が見込まれる区域内にある農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

以上です。

○三須会長

議案の説明が終わりましたが、議案第3号、1番は議案第4号、1番に、議案第3号、2番は議案第4号、5番に関連しておりますので、後ほど担当委員の調査報告を受けてから、採決いたします。

議案第3号、3番の調査報告を武藤副部長、お願いいたします。

○武藤副部長

議案第3号、3番について調査報告をいたします。

申請地は、JR八街駅より南西へ1.5キロメートル、市道に接しております。農地区分は事務指針27ページ⑤の(a)の(i)に該当するため、2種農地と判断いたしました。代替性はありません。当初、平家で申請し、11月に許可をいただいたのですが、アウトドア用品をしまう倉庫が必要となり、2階建ての住宅と倉庫兼車庫を設置する事業計画に変更したいということです。当初の予定どおり南側には道路が狭いので20平方メートルのセットバックすることとすることで、面積は妥当だと思えます。木造2階建て1棟65.76平方メートル、倉庫兼車庫は鉄骨平家建48.98平方メートル、用水は井戸、雨水は浸透ます、汚水雑排水は浄化槽を使い側溝へ放流します。工事については土砂等が外に出ないように、近隣の方には説明済みとのことです。

以上のことから、本案件は何ら問題はないと思われま。

以上で調査報告を終わります。

○三須会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。何かございませんでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

質疑なしということですので、質疑を打ち切り、採決いたします。

議案第3号、3番について、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、3番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

○太田主査

それでは、6ページをごらんください。

議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1、本件は、議案第3号、1番で説明済みですので、省略いたします。

続きまして、番号2、所在、八街字文違野地先、地目、畑、面積2,195平方メートルのうち820.16平方メートル。区分、賃貸借。転用目的、駐車場用地。転用事由、現在申請地の隣接地で介護福祉事業を行っているが、来客者や従業員の駐車場が不足しているため、当該申請地を駐車場として利用したいというものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

番号3、所在、八街字桃園地先、地目、畑、面積326平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積752平方メートル区分、売買。転用目的、建売分譲住宅(2棟)及び道路用地。転用

事由、現在、市内で不動産業を営む権利者が建売分譲住宅2棟を建築し販売するものです。農地の区分は、第2種中高層住居専用地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

番号4、所在、八街字北四番地先、地目、畑、面積3,284平方メートル。区分、売買。転用目的、宅地分譲(3区画)、駐車場及び資材置場用地。転用事由、申請地隣接で不動産業を営んでおり、申請地の一部を宅地分譲の販売、そのほかを自社駐車場と近隣住民の貸駐車場及び自社の資材置場として利用したいというものです。農地の区分は、第1種住居地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

番号5、本件は、議案第3号、2番で説明済みですので省略いたします。

続いて、番号6、番号7は、同様の内容なので、一括して説明いたします。

番号6、所在、八街字中土手地先、地目、畑、面積693平方メートルのうち0.41平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積0.82平方メートル。

番号7、所在、地目同じく、面積719平方メートルのうち0.35平方メートル。区分、一時転用の使用貸借です。転用目的、営農型太陽光発電設備用地。転用事由、農地の所有者が耕作を継続しながら、上部に地上権を設定して、使用貸借により営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得るものです。農地の区分は、農業振興地域整備計画において定められた農用地域内にある農地に該当いたします。なお、本件は議案第1号、1番、2番にそれぞれ関連しております。

番号8、所在、吉倉字西ノ作上地先、地目、畑、面積2,135平方メートル。区分、売買。転用目的、太陽光発電施設用地。転用事由、当該申請地に太陽光発電施設を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事により安定した収入を得るものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地との利用から、第2種農地と判断されます。なお、本案件は議案第4号、9番に関連しております。

番号9、所在、吉倉字西ノ作上地先、地目、山林、現況、畑、面積3,048平方メートルのうち268.98平方メートル。区分、賃貸借。転用目的、進入路用地。転用事由、議案第4号、8番で申請している太陽光発電施設への進入路として利用するものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。なお、本件は議案第4号、8番に関連しております。

以上です。

○三須会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。

最初に、議案第4号、1番及び関連しています議案第3号、1番を鈴木部長、お願いいたします。

○鈴木部長

農地法第5条の規定による許可申請について、1番の報告をいたします。

立地基準ですけれども、市役所から北へ約6キロ行ったところの市道に接続されています。第1種農地となっておりますけれども、事務指針31ページ、②の(f)による例外に該当す

るということで、ここの部分は宅地と駐車場用地が地続きで買うということですよ。そういう場所で、宅地部分が研修用地と、そこで研修をするということで、駐車場が必要だということで、ここを駐車場で買うということで申請が上がっています。駐車場用地ですけれども、造成工事は整地して砂利引きのみで、防災計画ですけれども、コンクリート三段積みを回し、碎石や雨水を流出しないようにするというので、周辺農地への営農条件の被害防除対策はそういうことで、ブロック三段積み、2件の農地があります。それと、農地と一体として利用する農地以外の土地の面積は1,503.91平方メートルあるということで、転用面積は462平方メートルということで、1,965.91平方メートルになる見込みです。1,503平方メートルの方の宅地に建物が建ってしまっていて、そこが研修所として利用するところなんですけれども、この会社は不動産もやっているんですよ。研修といっても何の研修だかわからないですけれども、その辺で必要性がどうなっているのかというところが、研修所の駐車場ということで、貿易とか、いろんな事業に手を広げているらしいですけれども、その辺のところ。前の地主さんからこの会社が買い受けるわけですけれども、その辺がまだ全然見えないところがありまして、敷地も建物の周りに駐車場を置けるような場所も結構見えたもので、それに新たにこれだけの駐車場を増やすというところが、ちょっとあれかなと思ったのですけれども、問題あるような、ないような、必要性和見られて、どのぐらいの従業員がいるかはわかりませんが、その辺の会社がよくわからないですけれども。かなり宅地が広いんですよ。その脇に462平方メートルのこれだけの駐車場用地が必要だということで、その辺のところの内容がわかれば、会社概要がわかれば、問題ないと思いますけれども、まだ全然わからない会社ですので、その辺のところははっきりしないと、どうかなというところもあるのですけれども、その辺だけがちょっとひっかかって、あとは問題はありませんけれども、その辺のところを事務局に判断したところを聞きたいと思います。

以上で報告を終わります。

○三須会長

次に、議案第4号、2番を中川副会長、お願いいたします。

○中川副会長

それでは、議案第4号、番号2番の調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地はJR八街駅から北へ約1.4キロメートルに位置し、市道に面しております。農地性としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針28ページの⑤の(b)に該当するため、第2種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は権利者である介護施設の職員と来客者の駐車場用地ということですが、申請面積は820.16平方メートルであり、面積は妥当と思われます。資金につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。申請地には小作人等権利移転に対して支障となるものはありません。また、周囲にはコンクリートブロックを設置し、土砂等の流出を防ぐ計画となっております。権利者である介護施設は、職員と来客用の駐車場が手狭なこ

とと駐車場の立地が施設に接していることもあり、信用性及び必要性についても認められます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題ないと思われれます。

以上で調査報告を終わります。

○三須会長

次に、議案第4号、3番を長谷川委員、お願いいたします。

○長谷川委員

議案第4号、3番、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は八街駅から北へ約700メートルに位置し、市道に面しており、進入路は確保されております。農地性としては、事務指針27ページの④の⑥の(ウ)に該当するため、第3種農地として判断いたしました。農地区分ですが、事務指針25ページ、②の①に該当するため、第1種農地との判断ですが、事務指針30ページ②の③の(エ)による例外に該当すると判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は、建売分譲住宅及び道路用地ということですが、申請面積は752平方メートルであり、面積妥当と思われれます。資金につきましては自己資金で賄う計画となっております。事業計画ですが、用水は井戸、排水は本下水道、雨水は宅地内処理するそうです。また、埋め立ては行わず、整地のみにし、土砂の流出などはブロック、またフェンス等により防止するそうです。権利者は、本申請地は居住環境がよく、当社の建売住宅地に隣接しているということから、販売についても大変都合がよいということです。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題ないものと思われれます。

以上で調査報告を終わります。

○三須会長

次に、議案第4号、4番を船木委員、お願いいたします。

○船木委員

議案第4号、4番について調査報告を申し上げます。

立地基準ですが、申請地はJR八街駅より南西へ約1キロメートルに位置し、市道により接道されております。農地性としては、事務指針27ページ、④の⑥の(ウ)に該当するため、第3種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は宅地分譲用地673平方メートル、道路用地276平方メートル、自社駐車場、貸駐車場用地1,364.35平方メートル、43台分の駐車場用地がありますが、35台分が予約済みだそうです。あと自社資材置場969.24平方メートル、合計3,284平方メートル、面積は妥当と判断いたしました。資金につきましては自己資金で賄う計画となっております。申請地は小作人等支障となるものではなく、隣接する農地の方の同意は得ております。土地の選定理由として、土地代金が安価なため選定いたしましたということです。利用計画ですが、宅地分譲用地については、用水、公営水道、雨水については雨水浸透ます、汚水、雑排水については公共下水道、貸駐車場、資材置場については、用水はなし、雨水は自然浸透ます、汚水、雑排水はありません。造成計画については、申請地内の道路を築

造する土砂を利用し整地するため、土砂の搬入はありません。防災計画としては、通勤・通学の時間帯は資材の搬入を行わないようにするという事です。

以上のことから、一般基準、立地基準ともに何ら問題ないと思われます。

以上で調査報告を終わります。

○三須会長

次に、議案第4号、5番及び関連してあります議案第3号、2番を武藤副部長、お願いいたします。

○武藤副部長

議案第3号、2番、そして議案第4号、5番について調査報告いたします。

申請地はJR八街駅より西へ1.5キロメートル、市道より北へ20メートル入ったところですが、進入路は確保されています。農地区分は事務指針27ページ、⑤の(a)の(i)に該当するため、2種農地と判断いたしました。代替性はないと思われます。2月に許可をいただいたのですが、保育園施設を建築すると、広場が手狭になってしまうため、保育園用地を357平方メートル拡張して、保育園施設187.15平方メートルの建築物を建てるということです。自己資金で賄う予定です。現地盤で利用するため、土砂の搬出入はありません。周囲はブロック積みといたします。現保育園の施設のすぐ隣接でもあり、利便性が高いため、この地を選定いたしました。用水は自家井戸水、雨水は雨水浸透枡、汚水、雑排水は小型合併浄化槽を用い市水路に放流、工事中は重機等資材の搬入時は万全の注意をいたし、必要なときには誘導員を確保いたします。囲いをし、第三者の侵入を防ぐとのことです。周囲には農地等はありません。よって、これらのことから、何ら問題はないと思われます。

以上で調査報告を終わります。

○三須会長

次に、議案第4号、6番及び関連してあります議案第1号、1番並びに議案第4号、6番及び関連してあります議案第1号、2番を、保谷委員、お願いいたします。

○保谷委員

議案第4号、6番、7番に関連してありますので、一括で調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は八街市役所より西方向に約4キロメートルに位置し、市道に面しており、進入路は確保されております。農地区分として、農業振興地内の第1種農地ですが、事務指針29ページ、①の㉔の(ア)による例外に該当すると判断しました。

次に、一般基準ですが、本申請は営農型太陽光発電設備用地ということですが、申請面積は6番、0.8平方メートル、パネル480枚、杭176本、支柱2本、7番、0.35平方メートル、パネル200枚、杭76本、支柱1本であり、面積は妥当と思われます。資金の確保につきまして、自己資金と借入資金で賄う計画となっております。事業計画について、造成や埋め立て等はせず、設置作業の効率化を目的とした整地のみ行う。用水はなし、雨水は敷地内自然浸透、汚水排水はなし、防災計画は工事中接道を走行する車両は人に十分注意を払い、事故のないようにする。周辺農地の営農条件の被害防除対策は、隣接する農地への土砂流出及び

農作物侵入を防ぐため、素掘り側溝を講じる。日照について、太陽光パネルが2メートルの高さがあるため、影響はありません。通風に関しても太陽光設備に空間があるため、問題はありません。被害防除対策は、近隣へは隣接する方面の草刈り管理で、ダイカンドラの他への侵入を防ぐということになっておりますので、周辺の農地の営農状況に支障を来すことはないと思われれます。事業計画について、隣接所有者も説明を受けて了解しているとのことでした。また、申請地は土地改良受益地ではありません。必要性についても認められ、あわせて許可後速やかに事業を行うものと判断しました。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題のないものと思われれます。

続きまして、関連しております議案第1号、1番、2番、農地法第3条、地上権の権利設定の許可申請についてでございますが、周辺の農地に関わる営農条件に支障はないため、許可相当と判断いたします。

ただし、当該申請は、ほ場一時転用に関連していることから、ほ場一時転用の知事の処分を待ち、知事の処分同様の処分に合わせることを望ましいと思っておりますので、最終決定については、会長専決で処理してはどうかと思っております。

以上で調査報告を終わります。

○三須会長

次に、議案第4号、8番及び関連します9番を一括して、金子委員、お願いいたします。

○金子委員

議案第4号、8番、関連しておりますので、9番について、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、市役所より南に約6.5キロメートルに位置し、市道に面しております。農地区分、事務指針28ページ、⑤の(b)に該当するため、第2種農地と判断いたしました。

一般基準ですが、事業計画、太陽光発電設備を当該土地に造ることになりました。計画施設内容として、埋め立て等は行わず、整地のみになります。整地は転圧のみとします。また、進入路には石などを敷かず、整地のみになります。土地選定理由として、当該土地は日照条件もよく、価格的にも当計画の条件に一致しているため、当該土地に選定いたしました。用水は使用しません。雨水は敷地内自然浸透処理します。防災計画ですが、工事中は交通安全に注意して、事故のないよう工事を進め、特に歩車道の区分のない道路での通行は、歩行者や自転車等の安全確保に十分注意します。周辺農地の営農状況について、施設関係法令に基づく標識等の掲示し、日照は近接する住宅への影響を考え、パネルの傾きを調整するなど配慮します。雨水による敷地外への土砂流出を防ぐため、フェンスの下にコンクリートを敷き、周辺農地への被害を防除します。隣接農地所有者、耕作者への説明をしており、反対の意見はありません。

以上の内容から、本案件は何ら問題ないと思われれます。

以上で調査報告を終わります。

○三須会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

その前に、先ほど、鈴木部長の方からありましたことについて、事務局でわかる程度で説明していただけますか。

○太田主査

先ほどの第4号、1番です。この会社は、主に通訳、翻訳、国際文化交流事業ということで、こういう方々の研修、育成のための研修所の施設ということで、会社の登記簿と定款等に記されております。

あと、駐車場に関して言いますと、建物の脇に止められても1台、2台ぐらいのスペースしか余裕がないということで、そのことと、あと、義務者が持っている土地全て一体的に利用するというので、売買契約書の方も添付されておりますので、信憑性はあるのかなという判断をいたしております。

以上です。

○三須会長

いかがでしょうか。

鈴木部長、よろしいですか。

○鈴木部長

権利者の事業内容が不明だったので、事務局の説明でわかりました。

○三須会長

何かほかにご質問がありましたら。

○山本委員

今の件でちょっと質問したいのですが、1,500平方メートル現況あると、建物の脇に。2台程度しか止められないというと、かなり大きい建物が建っていると判断してよろしいでしょうか。

○太田主査

建物に関しては軽量鉄骨造の2階建てが建っております。1階、2階合計で約300平方メートルになります。1階だけで173平方メートルということで、坪に直すと1階だけで53坪の建物が建っております。その脇に車庫ということで、恐らく1台車が入るぐらいの車庫が建っている状況です。

○山本委員

単純に計算しますと、1,500平方メートルで1台、2台しか止められないようには、ちょっと判断しかねるのですが。

○太田主査

あとは一般の専用住宅でしたので、庭として利用していたところがあります。あとは自宅の部分、車庫の部分、庭の部分ということでありました。

○山本委員

私の気持ちとすれば、事務局がそういうふう判断していれば、問題ないのかなとは思いますが、単純に一般的に考えてみたら、それだけの現地を調査している委員さんが必要性がちょ

っと認められないというような意見を付したので、ちょっと疑問に感じました。

○三須会長

若干の無駄はあるとは思いますが、事務局の判断を信用していただいてよろしいでしょうか。何かほかにございましたら。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

質疑なしということですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

最初に、議案第4号、1番及び関連します議案第3号、1番について、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、議案第4号、1番及び議案第3号、1番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第4号、2番について、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、2番については、許可相当で決定いたします。

次に、議案第4号、3番について、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、3番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第4号、4番について、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、4番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第4号、5番及び関連しております議案第3号、2番について、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、議案第4号、5番及び議案第3号、2番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第4号、6番について、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、議案第4号、6番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第4号、7番について、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、議案第4号、7番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第4号、8番及び9番について、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、8番及び9番については許可相当で決定いたします。

続きまして、議案第4号、6番、関連であります議案第1号、1番、議案第4号の関連であります議案第1号、2番の担当委員の調査報告は許可相当です。これらの2件は議案第5号の一時転用に関連していることから、知事の処分に合わせ会長専決にしてはどうかという意見がありました。今後の事務処理につきましては会長専決としてよろしいか、お諮りいたします。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三須会長

異議なしということですので、今後の事務処理につきましては会長専決といたします。

次に、議案第5号、農地競(公)売買受適格者証明の交付について(農地法第3条)を議題といたします。

事務局、説明願います。

○宮内主査

それでは、8ページをごらんください。議案第5号、農地競(公)売買受適格者証明の交付について(農地法第3条)についてご説明いたします。

番号1、所在、八街字巽台、地目、畑、面積、4筆合計3,174平方メートルです。事由は、農業経営の規模を拡大したい。

なお、当案件は、本来なら部会案件とするところですが、本来申請者につきましては、以前、農地を取得した経緯があり、その際に面接調査の上、許可とした実績から、今回、部会案件とはいたしませんでした。

以上です。

○三須会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。

議案第5号、1番について、池田委員、お願いいたします。

○池田委員

議案第5号、1番、農地法第3条による農地競（公）売買受適格者証明の交付についての調査結果を報告いたします。

まず、立地基準ですが、申請地は八街市スポーツプラザより西へ約1.4キロメートルに位置し、県道千葉八街横芝線に面しており、進入路は確保されております。境界は確定しており、現況は休耕地となっております。

次に、農地法第3条第2項の不許可基準に該当するか否かについて、報告いたします。申請者の所有している主な農機具はトラクター2台、耕運機1台、軽トラック1台です。労働力は申請者とその父親で、年間農業従事日数は、申請者が150日、父親が60日です。また、技術力もあり、面積要件についても下限面積の50アールを満たしております。現在所有する農地は全て効率的に耕作しており、過去3年間において農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。その他の参考となる事項として、営農計画は落花生を作付けする予定で、通作距離ですが、自宅から申請地まで25キロメートルで、車で40分程度です。

また、農地を必要とする理由は、農業経営の拡大であり、選定した理由は、近くに管理している土地があり、通うのが便利なのでということです。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全農地について効率的に利用すると認められますので、本案件は農地法第3条第2項各号には該当しないことから、許可相当と判断し、買受適格者証明を交付しても何ら問題はないと判断いたします。

以上で調査報告を終わります。

○三須会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。何かございませんでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

○三須会長

質疑なしということですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第5号、1番について、交付決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○三須会長

挙手全員でありますので、1番については交付することで決定いたします。

なお、議案第5号、1番の今後の事務処理については、競売終了後、農地法第3条の規定に基づく本申請が提出されたときには、申請内容が今回と相違ない場合には総会に諮らず、会長専決といたします。

会長専決として許可することよろしいか、お諮りいたします。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○三須会長

異議なしということでございますので、会長専決といたします。

会議中ですが、ここで10分間の休憩をとります。

休憩 午後4時17分

再開 午後4時29分

○三須会長

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第6号、軽微な農地改良事業適合証明の交付についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

○太田主査

それでは、9ページをごらんください。

議案第6号、軽微な農地改良事業適合証明の交付についてご説明いたします。

番号1、所在、八街字笹引地先、地目、畑、面積9,917平方メートルのうち1,972.84平方メートル。目的、軽微な農地改良をするため、優良土の単純埋め立てを行うものです。工事期間は、証明交付から平成29年11月30日までです。

以上です。

○三須会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。

議案第6号、1番について、岩品副部長、お願いいたします。

○岩品副部長

議案第6号、軽微な農地改良事業についての調査報告を申し上げます。

申請地の位置は、笹引小学校西側約500メートルのところに位置し、市道に面しており、進入路は確保されています。現在の状況ですが、北側傾斜の畑ですが、農地として管理されております。現在、畑の表土はごく普通の表土で、搬入土は市役所指示どおりの土となっております。盛り土の高さは1メートル以内です。隣接農地影響については、四方を道路に面しておりますので、ないものと思われま。また、農地改良が終わったときには、土地借受者がジャガイモ、ネギ、キャベツ、ニンジン、白菜などを作付ける予定だそうです。これらのことから、この案件は何ら問題ないものと思われま。

以上で調査報告を終わります。

○三須会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。何かございませんでしょうか。

○長野委員

事務局にお伺いしますけれども、軽微な農地改良というのは、どの程度までが軽微なのかというのは、基準があるのですか。

○太田主査

500平方メートル以下です。

○宮内主査

軽微な農地改良と一時転用の農地造成、こちらの違いですと、単純に表土をはがしてあんこにして覆土する、これは農地造成になります。これは許可制になります。軽微な農地改良というのは、現状のそのまま覆土ということで、単純に上に黒土ないし赤土をかぶせるだけの工事の場合は、軽微な農地改良という位置付けにしております。

それで、面積的に500平方メートル未満ですと、届け出、500平方メートル以上ですと、証明書の交付ということで、この証明書をもって環境課が主管しております特定事業、いわゆる埋め立ての許可が不要という扱いになりますので、その辺の基準で分けております。

以上です。

○岩品副部長

参考までに、高さの制限というのはないのですか。

○宮内主査

高さですと、特定事業の方で高さも縛っておりますので、2メートルを超えるものに対しては、やはり軽微とは扱わずに、特定事業という絡みが出てきますので、許可制になります。

以上です。

○三須会長

ほかにありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

そのほかに質疑がないようでしたら、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第6号、1番について、交付決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、1番については交付することに決定いたします。

次に、議案第7号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないものであることの認定についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

○太田主査

それでは、10ページをごらんください。

議案第7号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないものであることの認定について、ご説明いたします。

これは農地利用状況調査において現況が山林・原野化している等、農地に復元して利用することが著しく困難なものとして、国の定める基準に従って非農地と判断するか否かを対象とした土地です。

調査につきましては、転用事実確認と合わせて平成29年5月30日に、林部長、池田委員、農政部会1班、森副部長、日暮委員、保谷委員、事務局から宮内主査、太田にて調査いたしました。また、平成29年6月9日に、三須会長、池田委員、石井委員、事務局から宮内主査にて調査し、続いて、平成29年6月19日に貫井委員、保谷委員、事務局から太田にて調査いたしました。

調査結果は、表に示したとおりでございます。合計115筆、10万6,091平方メートルを非農地と判断し、本件につきまして認定を求めるものです。なお、今後も地区別に順次調査を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○三須会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

質疑なしということですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第7号について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、議案第7号は認定することに決定いたします。

次に、議案第8号、農用地利用集積計画(案)の承認についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

○宮内主査

それでは、議案書の15ページをごらんください。

議案第8号、農用地利用集積計画(案)の承認について、ご説明いたします。

本件につきましては、平成29年6月15日付で八街市長から、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められております。

それでは、説明いたします。

番号1、所在、八街字笹引、地目、畑、面積1万2,145平方メートルのうち4,000平方メートルです。利用権の種類は賃貸借、期間は5年、新規です。

番号2、所在、八街字笹引、地目、畑、面積3,293平方メートル。利用権の種類は賃貸借、期間は2年、新規です。

番号3、所在、岡田字内ノ台、地目、畑、面積1,543平方メートル。利用権の種類は賃貸借、期間は5年、新規です。

番号4、所在、岡田字内ノ台、地目、山林現況畑、面積2,578平方メートルのうち1,787平方メートルと所在、根古谷字向山、地目、畑、面積971平方メートルほか1筆、3筆合計3,796平方メートル。利用権の種類は賃貸借、期間は5年、新規です。

番号5、所在、用草字西ノ辺田、地目、田、面積2筆合計2,066平方メートル。利用権

の種類は賃貸借、期間は5年、新規です。

ただいまご説明いたしました番号1から番号5までの案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。

○三須会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。何かございませんでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

質疑なしということですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第8号、1番から5番までについて、承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員ですので、1番から5番は承認することで決定いたします。

次に、議案第9号、八街市農業委員会協議会規約の全部改正についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

○梅澤事務局長

議案第9号、八街市農業委員会協議会の全部改正について、ご説明いたします。

別冊の議案第9号の資料になります。

今回の全部改正は、昨年4月1日に施行されました改正農業委員会等に関する法律に基づき、今年20日より新たな農業委員会の体制でスタートするため、関係する農業委員会協議会規約の全部を改正するものです。

本日、配付いたしました八街市農業委員会協議会規約、主な改正点によりましてご説明したいと思います。

まず、1といたしまして、所管事項、第2条の関係でございますが、今までは3つほど事項がございまして「1として、委員会の行う事業に関する調査研究並びに啓蒙宣伝指導、2といたしまして、米、麦の政府買入れ等に関する調査研究並びに啓蒙宣伝指導、3として、その他必要な事項」とあったものを今度は「1として、委員会の運営方針に関する事項、2として、農業委員会等に関する法律第6条に規定する所掌事務の執行に関する事項、3として、その他目的を達するために必要な事項」に変更するものでございます。

次の2といたしまして、構成でございます。第3条関係でございます。今までは農業委員、全員で22名でございましたが、これからにつきましては、農業委員11名と農地利用最適化推進委員18名の計29名ということになります。

次に、3として役員、第4条の関係でございます。今までは会長1名、副会長1名、部長が2名、副部長、班長でございますが、4名の計8名おりましたが、今度につきましては、会長、

副会長についてはそのままでございますが、部長がなくなりまして班長になります。班長が3名となります。また、農地利用最適化推進委員から理事として2名出ていただくということで、合計7名の役員となります。

なお、理事の2名につきましては、農地利用最適化推進委員の中から、会長、副会長協議の上、会長が指名することとなります。

4といたしまして、機関の名称でございます。今までは協議会総会、専門部会、運営委員会でございます。今度につきましては、協議会総会という名称にしてしまいますと、通常の総会と協議会総会の総会が2つになってしまいますので、今度は全員協議会ということで、農業委員さんと推進委員さんで全員で行うということで全員協議会という名称にしたいと思っております。2番といたしまして、今までは専門部会がありまして、その中に農地部会1班、2班、農政部会1班、2班がございましたが、これからは農業委員さんが半分になってしまいますので、調査委員会という名称に変わります。調査委員会1班、2班、3班、これは農業委員さんで構成になります。各班3名となります。あとは運営委員会につきましては、従来どおりとなります。なお、班長3名は農業委員の中から、会長、副会長協議の上、会長が指名することとなります。

5番目といたしまして、調査委員会、第11条、第12条関係でございますが、調査委員会につきましては、農業委員全員をもって構成して、必要に応じ推進委員を招集することができると。調査委員会は、1班、2班、3班ございますが、会長、副会長を除いた農業委員全員ですから、9名で構成する調査班3名、各班3名を設置することとなります。今までの名称は、例えば、部会案件がある場合、農地部会、農政部会第何班と担当地域の農業委員ということで構成でされておりましたが、今度は部会という名称ではなくて、調査委員会ということになりますので、調査委員会案件がある場合は調査委員会の例えば第1班、2班、3班、それプラス担当区域の農地利用最適化推進委員で調査委員会を行うという形になります。班の編成につきましては、班長協議の上、決定するということとなります。

なお、この規約につきましては、新委員の任期の開始日、今月の7月20日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○三須会長

議案の説明が終わりました。

何かございましたら。何か質問ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

ないようですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第9号について、承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、議案第9号については承認することで決定いたします。

次に、報告第1号、軽微な農地改良の届出を議題といたします。

事務局、説明願います。

○太田主査

それでは、17ページをごらんください。

報告第1号、軽微な農地改良の届出について、ご説明いたします。

番号1、所在、八街字平沢地先、地目、畑、面積5,561平方メートルのうち300平方メートル。目的、軽微な農地改良をするため優良土の単純埋め立てを行うものです。工事期間平成29年7月25日から平成29年7月31日までです。

以上です。

○三須会長

本件につきましては、報告事項でありますので、事務局の説明をもって終了いたします。

その他、事務局から連絡事項がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○梅澤事務局長

閉会を宣す。(午後4時48分)

議事録署名人

議 長 三 須 裕 司

8 番 高 橋 猛

9 番 森 邦 央